**平成２２年（フ）第１１７号**
栃木県大田原市亀久950番地３、前住所栃木県大田原市浅香３丁目3731番地　ハイツシルクロード浅野402号
債務者　蓮實　勇志
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１０７号**
愛知県豊田市配津町中屋敷14番地２
債務者　深津　裕貴
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月12日午後１時30分　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第１１２号**
愛知県岡崎市丸山町字エゲ前33番地　ＳＵＮＲＩＶＥＲ　ＵＮＯ302
債務者　金城　良幸
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月12日午後１時30分　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第１１５号**
愛知県豊田市朝日ケ丘１丁目17番地14　市営Ａ２―302号
債務者　長友麻衣子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月12日午後１時30分　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第３４号**
栃木県宇都宮市八幡台４番28号　若月道二方、住民票上の住所栃木県宇都宮市東宿郷４丁目５番11号　ソーラーハイツあずさ403
債務者　堀　　智子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１０６号**
栃木県宇都宮市野沢町１番地21　宝営ハイツＡ棟112号室、前住所栃木県宇都宮市今里町1199番地15
債務者　福田　和子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１０７号**
栃木県宇都宮市野沢町１番地21　宝営ハイツＡ棟112号室、前住所栃木県宇都宮市今里町1199番地15
債務者　福田　崇史
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１１３号**
栃木県小山市大字上初田344番地１
債務者　倉持　睦禎
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１１４号**
栃木県宇都宮市川俣町70番地33
債務者　大嶋　宏之
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１１５号**
栃木県宇都宮市雀宮町424番地、住民票上の住所栃木県宇都宮市若松原２丁目13番18号　アットホームたかやまＢ―３
債務者　平山　恭子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１２１号**
栃木県真岡市大谷台町47番地２　太平製紙寮６号
債務者　小島　雄一
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第３２９号**
神奈川県茅ヶ崎市赤松町３番８号　３号室
債務者　鈴木ゆかり（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３６９号**
横浜市戸塚区深谷町851番地２　シティハイムウィングス101号
債務者　大下　道弘
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２０３号**
香川県丸亀市郡家町58番地１
債務者　篠原　博彰
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前11時　高松地方裁判所丸亀支部

**平成２１年（フ）第２３４号**
香川県丸亀市郡家町58番地１
債務者　篠原　町子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前11時　高松地方裁判所丸亀支部